

事業場認定書

AIRBUS S.A.S

Accountable Manager, Airbus Maintenance Organization

Cristina AGUILAR GRIEDER 殿

航空法第20条第1項の規定により、下記のとおり認定する。

記

事業場の名称	AIRBUS
事業場の所在地	2 Rond-Point Emile Dewoitine, 31700 Blagnac, France
業務の能力	航空機の整備又は改造の能力
業務の範囲	最大離陸重量が5,700キログラムを超える航空機（回転翼航空機を除く。）に係る業務
限定	1. 航空機の型式についての限定 エアバス式 A320 系列型、A321 系列型、A330 系列型、A350 系列型及び A380 系列型 2. 作業の区分及び内容についての限定 一般的保守、軽微な修理、小修理及び大修理
有効期間	令和5年3月26日から令和7年3月25日まで
備考	

発行年月日 令和5年3月3日

国土交通大臣

斉藤鉄夫

